

旭区こども食堂ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭区こども食堂ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 すべての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら「子育てしやすいまち No.1」と感じられるまちづくりの実現に向け、区内でこども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取り組むため、また行政としてその取り組みをサポートするため、ネットワーク会議を設置する。

(活動内容)

第3条 ネットワーク会議の活動は次のとおりとする。

- (1) 会員相互の情報交換、連携、協力等。
- (2) こども食堂を行う上での課題の共有・検討及び関係先との連絡調整。
- (3) 新規こども食堂開設予定者へのアドバイス。
- (4) その他こども食堂運営に関して必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 ネットワーク会議の会員は、旭区内でこども食堂を開設している者とする（別表）。

2 著しい営利や特定団体への勧誘を目的としたこども食堂については、参加を認めない。

3 会員は、こども食堂を閉鎖したときに会員資格を失う。

(会議の招集)

第5条 ネットワーク会議は、旭区役所保健・子育て支援担当課長が召集する。

(事務局)

第6条 事務局は、旭区役所子育て支援室及び旭区社会福祉協議会の合同とする。

2 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ネットワーク会議の運営に関する事務。
- (2) 関係機関等の連絡調整。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、ネットワーク会議に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。